

石巻市債権管理条例の概要

- 法令に基づき、債権の適正な管理と確実な回収に努めるという基本姿勢を明らかにし、行政サービスを受ける市民負担の公平性を確保する
- 債権放棄等の要件を定めることにより、円滑な行政運営・事務処理の効率化等を図る

債権の発生

債権管理・回収の強化

○債権管理台帳の整備

別途規則により定める事項を記載した台帳の整備

○徴収計画の作成

行財政改革推進プランの目標値と整合を図るため、毎年度作成

○督促

時効の更新の効力を有する重要な手続となるため、書面で実施

○滞納処分・強制執行

・強制徴収債権

滞納処分その他その保全及び取立てに関し必要な措置を行う

・非強制徴収債権

強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置を行う

事務効率の向上

○徴収停止、債務免除の適切な実施

必要に応じて、徴収の猶予、徴収停止等の手続を行うことを規定

○非強制徴収債権における債権放棄のルール化

事実上回収が見込まれない債権を限定し、時効の援用がなされなくても放棄を可能とする

- ✓ 消滅時効に係る時効期間が経過したとき
(時効の援用を要しないものを除く)
- ✓ 破産法、会社更生法等の規定により、債務者が責任を免れたとき
- ✓ 債務者が死亡し、その相続について限定承認があった場合、その相続財産の価格が強制執行した場合の費用並びに当該非強制徴収債権に優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えない見込まれるとき
- ✓ 死亡、失踪、所在不明等の事情があり、かつ、当該債権について徴収できる見込みがないと認められるとき

放棄

議会へ報告